

**A5** 医療法人は、法人の課税期間における課税売上高で納税義務を判定します。個人時代の基準期間における課税売上高では判定しません。法人と個人とは別人格として判定します。

消費税の納税義務の判定は、事業者単位で行うことになるので、法人なりする前の個人と法人なり後の法人とは別々に判断することになります。したがって、法人なりに係る個人事業者の前々年の課税売上高が 1,000 万円を超える場合であっても、法人なり後の医療法人の前々事業年度の課税売上高はないので、その医療法人に消費税の納税義務は生じません。なお、法人なりする前々年の課税売上高が 1,000 万円を超えている場合は、その年の個人事業者であった期間について、消費税の納税義務が生じることとなります。また、医療法人の場合、基準期間は前々事業年度になりますが、その前々事業年度が 1 年未満である法人の基準期間については、その事業年度開始の日の 2 年前の日の前日から同日以後 1 年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間をいいます。